

見る！聴く！動く！

衆議院議員田中和徳 国政報告第245号

ご相談やご意見、ご要望のある方はお気軽にご連絡ください

衆議院議員田中和徳事務所
TEL 03-3508-7294
FAX 03-3508-3504
http://www.kamome.or.jp/k-tanaka
E-mail: k-tanaka@kamome.or.jp



広島・長崎への原爆投下から70年余 核廃絶に全力！

昨年11月2日、日本政府は国連総会で核兵器廃絶と被爆地訪問を促す決議を提出、156ヶ国の圧倒的多数の賛同を得て可決・採択されたが、核保有国は反対・棄権！

1. 核軍縮の徹底『包括的核実験禁止条約(CTBT)』発行の推進

- 核兵器の開発・改良には核実験が必要不可欠であり、核実験を禁止することが核軍縮・核不拡散を推進する上で重要だが、これまでに締結されてきた『部分的核実験禁止条約(PTBT)』も『核拡散防止条約(NPT)』も、核兵器の拡散を押しとどめることはできなかった。
- そのため、1996年、あらゆる空間での核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が国連総会で提案され、圧倒的多数の国家の賛同を得て採択された。
我が国も1997年に批准しており、CTBTの早期発効を極めて重視している。
- しかし、複数の核保有国等が署名や批准を拒んでいるため、CTBTは未発効のままである。
アメリカは2009年、オバマ大統領が「核なき世界」構想を発表し、CTBT批准を表明したが、中東やウクライナ情勢の不安定化により、米国内で批准に向けた合意形成は進んでいない。

図1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の内容と発効要件

全ての核実験禁止	大気中・水中・宇宙空間・地下で行われるあらゆる核実験を禁止する。
専門機関の設立	各批准国がCTBTの規定を遵守するよう支援・監督するため、専門機関として『包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)』を設置。 CTBTOの内部には、批准国間の協議の場である締約国会議、意思決定を行う執行理事会、実務を担当する技術事務局が設置される。
監視・検証	理事会構成国の6割が賛同した場合、執行理事会はCTBTの規定に違反したと目される批准国に対して、現地査察を行うことができる。 査察は技術事務局が執行し、いかなる批准国も査察を拒否できない。
発行の要件	産業用及び研究用の原子炉を保有していると国際原子力機関(IAEA)が認定した44ヶ国全てがCTBTを批准しなければ、CTBTは発効しない。 2015年現在、アメリカ、中国、北朝鮮、インド、パキスタン、イラン、エジプト、イスラエルが未批准で、この8ヶ国のためにCTBTは未だに発効していない。

- 核実験について強力な監視・検証制度を備えたCTBTは、日本の核軍縮・核不拡散政策にとって必要不可欠な柱である。2015年、我が国はカザフスタンとともにCTBT発効促進共同議長国に指名され、未批准国に対する働きかけを強力に推し進めている。
- 具体的には、2009年から2015年までの間、日本は未批准国に対して首脳レベルで13回、外相レベルで19回の呼びかけを行っている。
また、未批准国から政府や原子力の関係者を招聘してCTBT批准を働きかける試みも行っており、これらの取り組みの結果、コロンビアやベトナム、インドネシアが批准した。
- 昨年12月12日、安倍総理はインドのモディ首相と会談し、日本の原発技術供与を可能とする

原子力協定の締結に合意した。協定にはインドが核実験を行った場合、日本が技術供与を中止できる規定が盛り込まれ、原子力の平和利用と核不拡散を推進する内容となっている。

2. 核兵器の開発と拡散

- 第二次大戦中、アメリカ・イギリス・カナダの3ヶ国により、核兵器の製造を目的とするマンハッタン計画が進められ、1945年7月、アメリカのニューメキシコ州で世界初の核実験が行われた。そして、同年8月、広島と長崎に原子爆弾が投下され、約10万人の一般市民が死亡し、それ以上の人々が被爆の後遺症に苦しめられることになった。核の時代の幕開けである。
- その後、1949年にソ連が核開発に成功し、イギリス・フランス・中国も核兵器を配備することになった。さらに、より破壊力の大きい水素爆弾や大陸間弾道ミサイル(ICBM)、原子力潜水艦発射式弾道ミサイル(SLBM)が実用化されるなど、各国で一斉に核開発競争が行われた。
- ソ連崩壊後、東側各国で多くの核技術者が職を失い、軍人の給料も著しく抑制された。低収入を補うために軍内部で汚職が蔓延し、核物質を含む物資や兵器の横流しが横行した。核開発に必要な不可欠な技術者と核物質が流出したこともあり、インドやパキスタン、イラン、北朝鮮などが核開発を進め、核兵器の拡散という由々しき事態が起こっている。

3. 反核運動の隆盛と核兵器に関する様々な条約

- 核兵器の開発当初から、少なからぬ科学者たちが国家間の核開発競争が起きることを懸念し、それを防ぐために核兵器の国際共同管理を主張したが、米ソの対立で不調に終わった。
- しかし、膨大な人命を奪った広島と長崎への原爆投下、第五福竜丸乗組員をはじめ2万人以上の被爆者を出したマーシャル諸島のビキニ環礁での核実験など、核兵器や核実験は多大な被害を及ぼし、反核運動が世界中で巻き起こった。
- 我が国でも、第五福竜丸事件を契機に原水爆禁止運動が盛り上がり、佐藤栄作内閣の頃に「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則が閣議決定された。1994年からは毎年、日本は国連総会で核兵器廃絶決議を提出し、採択されている。
- このような反核世論の高まりに加え、核兵器の維持管理に要する多額の財政負担、核保有国の既得権益確保といった事情が複雑に絡み、核兵器に関する種々の条約が締結されてきた。

図2. 核兵器・核実験の制限や禁止に関する主な条約

条約名	内容
核拡散防止条約 (NPT)	1963年に国連で採択され、1970年に調印された核軍縮条約。核保有国をアメリカ・ソ連(ロシア)・イギリス・フランス・中国に限定。それら以外の国は核兵器を製造・保有してはならない。2015年現在、世界で190ヶ国が批准・加盟しているが、インド・パキスタン・イスラエルは非加盟、北朝鮮は脱退している。
部分的核実験 禁止条約 (PTBT)	1963年、米英ソの主導により締結された核実験制限条約。大気圏内、水中、宇宙空間での核実験を禁止する。ただ当時、核開発を進めていたフランスと中国が批准を拒んだ上、地下における核実験は禁止されず、核軍縮には繋がらなかった。
中距離核戦力 全廃条約	1988年、アメリカとソ連(ロシア)間で締結された核軍縮条約。両国は射程500km～5,500kmの地上発射型核ミサイルを全廃。
第1次～第4次 戦略兵器削減条約 (START I～IV)	1991年から米ロ間で断続的に締結されている核軍縮条約。戦略核弾頭の保有数やICBM・SLBMの配備数を削減する。ただし、ミサイル防衛計画を巡って両国間に対立がある。
南極条約 ペリンダバ条約など	特定地域における核兵器の使用や核実験を禁止する諸条約。南極・中南米・アフリカ・中央アジア等が非核地域となっている。